

生徒心得（令和6年度）

本校生徒は校則を守り学業に専念すると共に、常に品位を保ち幸田高校生たる誇りを維持しなければならない。

1 登校・下校

- (1) 安全に気をつけ、時間に余裕を持って登校する。（始業時間・・・8時40分）
- (2) 登校・下校時は制服の着用を基本とする。
- (3) 公共の場（駅、神社、公園、コンビニ等）や交通機関では一般の方に迷惑をかけないように、マナーを心がける。
- (4) 不審者には十分に注意し、危険と感じたら安全な場所へ避難し、110番通報する。
- (5) 事故にあった場合の対応は、生徒手帳背表紙裏を参照する。

2 欠席・遅刻・早退等

- (1) 欠席、遅刻は必ず保護者の方を通じて、8時20分までに学校に連絡する。
- (2) 遅刻した場合は、職員室前で「遅刻入室カード」「遅刻記録カード」に必要事項を記入し、教員のチェックを受け入室する。
- (3) 早退は教員に申し出て家庭連絡をしてもらった上で「早退許可証」を受けとり、保護者に迎えに来てもらう。
- (4) 次の場合は欠席とならない。
 - ア 次の場合は公欠とし、学校は出席扱い、授業は欠課とする。この場合、事前に公欠願いを教務に提出する。
 - (ア) 休日に行うことのできない公式試合、その他校長の承諾を得て学校を代表する場合
 - (イ) 以上に準ずるものとして学校が認めた場合
 - イ 次の場合は出席停止とする。
 - (ア) 学校感染症にかかった場合
 - (イ) 進学・就職の受験の場合
 - (ウ) 交通機関の途絶により登校が困難な場合
 - (エ) ラーケーションの日
 - (オ) 以上に準ずるものとして学校が認めた場合
 - ウ 次の場合は忌引とする。
 - (ア) 父母死亡・・・・・・・・・・7日以内
 - (イ) 祖父母・兄弟・姉妹死亡・・・・3日以内
 - (ウ) 伯叔父母・曾祖父母死亡・・・・1日
 - (エ) 父母の法要・・・・・・・・・・1日
 - (オ) 学校が忌引きに準ずると判断した場合

3 授業・学習

- (1) 高校生活の中心は勉学することにある。家庭学習時間を十分に確保し、予習・復習をして授業に臨む。
- (2) 授業開始のチャイムまでに着席し、授業の準備をして静かに待つ。
- (3) 授業開始、終了の際には、室長(起立・気を付け・礼)に従い、挨拶をする。
- (4) 授業に遅刻した時は、その理由を教科担任に報告してから着席する。
- (5) 授業中は、私語・居眠り・妨害行為などを絶対にしない。
- (6) 教科担任の許可なく、授業の場を離れてはならない。
- (7) 課題その他の提出物・作品・報告書などは、期日までに必ず提出する。

4 定期考査・実力テスト

- (1) 考査には厳正な態度で臨み、自己の最善を尽くす。
- (2) 不正行為は絶対にしない。また、疑わしい行為もしてはならない。
- (3) 携帯電話、スマートフォンなどの電子機器類を含め、不要なものを所持することは不正行為とみなす。
- (4) 考査中に物品の貸借をしてはならない。
- (5) 定期考査・実力テストでは、筆記用具以外の私物を全て教室外に出し、机やロッカーの中は空にする。筆入れ・下敷・膝掛けは使用しない。
- (6) 座席は名簿番号順に着席する。
- (7) 途中退室は原則として認めない。ただし、考査監督が、やむを得ない理由であると判断した場合は認める。
- (8) 考査が終了したら直ちに解答をやめる。答案の回収・確認が済むまで、着席して静かに待機する。
- (9) 考査時間割発表から終了まで、職員室・印刷室・準備室等へは原則として入室しない。
- (10) 定期考査を病気・怪我等で受験できない場合は、医療機関にかかったことを証明できるものを提出し、理由を明らかにする。
- (11) 実力テストを欠席した場合、該当テストは原則0点扱いとする。

5 身だしなみ

(1) 制服

- ア 本校指定の制服を正しく着用する。
- イ 制服着用時は本校生徒としての自覚を持ち、身だしなみ規定を守る。
- ウ 制服の無断での加工はしない。事情がある場合は生徒指導部に申し出る。
- エ 異装許可
異装を希望する場合は、生徒手帳の異装許可証に記入し申し出る。

(2) 制服の着方

- ア 上着のボタンはすべてとめる。
- イ スラックスは華美でないベルト(本校推奨品参考)をし、腰の位置ではなく。
- ウ スカートは膝が隠れる程度の長さではなく。スカート着用時ベルトは使用しない。
※ 巻き上げ、加工はしない。スカートの下に長ズボンを履かない。
- エ シャツ、ブラウスの裾は、スラックス、スカートの中に入れる。

オ 半袖カッターシャツ、ブラウスのボタンはすべてとめる。長袖シャツは第一ボタン以外はすべてとめる。

カ リボン・ネクタイは緩めず第一ボタンが隠れる位置でとめる。

(3) 学校指定セーターの着用

年間を通じて着用してよい。式典など正式な場面では上着をセーターの上に着用すること。

(4) 通学用靴・カバン

ア 通学用靴は革靴か運動靴とする。

イ 通学用カバンは華美でないものを使用し、他校の指定カバンは使用しない。

(5) 頭髪

ア 常に清潔感を保つ。

イ 染色、加工をしない。

ウ 極端な刈り上げ、華美な髪形をしない。

エ つけ毛、髪飾りをしない。

(6) その他

ア カッターシャツ、ブラウスの下に着るシャツ等は無地で華美でないものとする。

イ 靴下は、学校が推奨するものかそれに近いものを着用する。色は紺・黒・白とする。

ウ 防寒着(コート類、ウインドブレーカー)は華美でないものとし、制服の上着の上から着用する。校舎内では着用しない。

エ 防寒具(手袋、マフラーなど)は華美でないものとする。校舎内では着用しない。

オ 防寒用タイツは無地で、色は黒・ベージュとする。

カ 装飾品類(ピアス、ネックレス、カラーコンタクトなど)は身に着けない。

キ 眉毛・まつ毛を加工しない。

ク 化粧(色付きリップ・アイプチなどを含む)はしない。

6 所持品

(1) 貴重品

ア 必要以上の現金、高価なものは持ってこない。

イ 貴重品は学校に預けるか自分で身に付けておく。

ウ 紛失、盗難の場合は直ちに担任へ届け出る。

(2) スマートフォン・携帯電話

校内に持ち込む場合は、学校敷地内では電源を切りカバンの中に入れておく。

(3) 学校に必要なものを持ち込まない。

ア アメ、ガム等の菓子類

イ 漫画本、雑誌、ゲーム、オーディオ機器等

ウ 化粧品、ドライヤー、ヘアアイロン等のおしゃれ用品

7 アルバイト

(1) アルバイトは原則禁止とする。

(2) 経済的な理由等の事情がある場合は担任に申し出る。

8 自転車通学

- (1) 自転車通学を希望する者は、学校で実施する自転車点検を受けた上で許可を受け、登録する。
- (2) 自転車は指定された駐輪場に整頓して停める。施錠を適切に行う。
- (3) 道路交通法を遵守し、安全運転を心がける。
- (4) ヘルメットの着用に努める。

9 挨拶・言葉遣い

- (1) 日頃から、誠意ある挨拶を心がける。
- (2) 丁寧な言葉遣いを心がけ、礼を失した乱暴な発言をしない。

10 学校内の公共物

- (1) 学校内の施設・公共物は大切に扱い、環境美化・整備に努める。
- (2) 施設・公共物を損壊したり、汚したりしない。
- (3) 施錠・消灯を確実にを行う。

11 集会・旅行・掲示・印刷物

(1) 集会

校外外を問わず集会を行う場合は学校の許可を受ける。

(2) 旅行

ア 学割申請は「学生割引証交付願」を担任に提出する。

イ 野外活動や集団宿泊は、適切な計画と引率者のもとで安全に行う。

(3) 掲示・印刷物

学校内で掲示をしたり、印刷物を配布したりする場合は、担当教員の許可を得る。

12 特別指導

高等学校では中学校と異なり、自分のすべての行動に自分自身が責任を持つこととなります。以下に挙げる校則に違反する行為や法律・法令に違反する行為は、校長訓戒や家庭謹慎(学校謹慎)などの特別指導の対象となります。

[交通非行、窃盗(万引き)、薬物乱用、暴力・威嚇行為、恐喝行為、喫煙、飲酒、不健全娯楽、家出、考査不正行為、喧嘩、暴言、無断アルバイト、情報機器の不適切な使用など]

※ いじめ事案に関しては、本校「いじめ防止基本方針」に基づき指導措置を検討する。

※ 自動二輪・原付については次のことを固く守る。

「乗らない」、「運転免許を取らない」、「買わない(持たない)」、「乗せてもらわない」

上記の内容「四ない運動」として愛知県高P連で推進されており、本校ではそれに準ずる指導を行う。普通自動車等の免許取得については学校の指示に従う。

13 校則の変更手続き

- (1) 生徒会役員は、生徒議会を通じて生徒の意見を集約し、校則の変更を求めることができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、または校則変更が必要と判断したときは、生徒や保護者等から意見を聴取し、必要に応じて運営委員会や職員会議でその内容を議論する。
- (3) 校長は、運営委員会等での議論及び本校のスクールポリシーを踏まえ、校則の変更について総合的に判断し決定する。
- (4) 前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒や保護者等に説明する。